

第68回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 三重大会運営業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

当該業務は、近畿・東海・北陸地区の民俗芸能について活動を行っている人々に発表の機会を提供し、継承意欲の維持向上を図るとともに、来場者に対しては民俗芸能の理解と認識を深める場を設け、国民共有の文化的財産として無形民俗文化財の継承と振興への興味関心を高めてもらうことを目的に開催するものです。そのためには、出演団体と協働して、民俗芸能について周知するためのイベントを効果的に実施し、映像記録等の撮影及び作成を行うことが重要であり、専門性に特化したノウハウが求められることから業務を委託する。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、第68回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 三重大会運営業務を委託すべき業者を選定するために実施するものです。

3 委託業務の内容（詳細は別添業務委託仕様書のとおり）

(1) 委託業務名

第68回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 三重大会運営業務委託

(2) 大会開催日時

令和8年11月1日(日) 開演12時30分予定

(3) 大会開催場所

三重県桑名市中央町3丁目20

柿安シティホール 大ホール（三重県桑名市、桑名市民会館）

収容人数 1,388人

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

(5) 契約上限額

6,331,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とします。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできません。

(1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

5 最優秀提案者に求める資格

- (1) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (2) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。

(1) 提出書類 各1部

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

※企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状も1部添付すること。

イ 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※ 共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

ウ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」 どれかひとつの写し

(2) 提出期限

令和8年6月11日（木）17時必着

(3) 提出方法

20の問い合わせ先に、持参、郵便又は民間事業者による信書便、電子メールにより提出してください。

※郵送又は電子メールの場合は必ず到着を確認してください。

7 企画提案コンペに関する質問の提出及び回答

(1) 質問の提出期限

令和8年6月5日（金）12時

(2) 質問の提出方法

20の問い合わせ先へ、別添質問申請書を持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

なお、質問申請書をファクシミリ、電子メールで提出した際は、電話にて受理の確認を行ってください。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き的な事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年6月9日（火）17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。

8 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）」等により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和8年6月25日（木）までにすべての参加意思表示者に対して通知します。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記7(2)資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出資料 各10部（正本1部、副本9部）

ア 企画提案書の概要書

A4版・1頁・文字サイズ12ポイント以上

※企画提案書及び費用内訳書の記載内容の要点をまとめたもの。

イ 企画提案書

- ・原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ12ポイント以上
- ・表紙を含め20ページ以内
- ・別添業務仕様書の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。

ウ 見積書及び経費内訳書（任意様式）

- ・課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- ・費用の内訳を可能な限り記載すること。
- ・社名及び代表名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名、連絡先の記載がある場合、代表者印は不要です。

エ 企画提案者の活動概要がわかる資料

- ・組織概要や体制等がわかる書類（自社パンフレット等でも可）
- ・過去5年間の類似業務の事例概要（主なもの）

オ 契約実績証明書

同様の事業実施がある場合、その実施内容（実施年度、事業名、契約相手先）

(3) 提出期限

令和8年7月3日（金）12時

(4) 提出方法

20の問い合わせ先に、持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出してください。

なお、郵送する場合は一般書留郵便で、(3)提出期限までに到着するよう配達日時の指定を行い、企画提案書等が(3)提出期限までに確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。また、発送した後に、電話にて20の問い合わせ先に発送した旨の連絡をしてください。

10 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案資料等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料等については、「三重県教育委員会事務局調査委託企画提案コンペ取扱指針」に基づき、設置された企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において審査のうえ、最

優秀提案者1件を決定します。

なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比60%）未満の提案は失格とします。また、この基準は一者提案となった場合も同様です。

(2) 評価基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的に審査を行います。

なお、「B. 企画性」「C. 実施体制」の項目については、配点を2倍とします。

| 審査項目 | 基準 |
|----------|--|
| A. 合目的性 | <ul style="list-style-type: none">・事業の趣旨を十分に理解し、目的達成に向けて適切な方針が示されているか。・仕様に即した事項が漏れなく入っているか。 |
| B. 企画性 | ・来場者数1,000人以上を目標とする広報の企画立案になっているか。 |
| | ・次世代を担う子どもをはじめ、幅広く集客できるよう、効果的な周知・広報の企画立案となっているか。 |
| | ・出演者の継承意欲の維持向上及び、来場者の民俗芸能への理解と認識につながる企画立案になっているか。 |
| | ・独自の視点や創意工夫があるか。 |
| | ・事業効果検証の仕組みとなっているのか。 |
| C. 実施体制 | ・事業スケジュールは具体的であり、実現可能なものとなっているのか。 |
| | ・業務の遂行に必要な人員及び組織体制が取られているか。 |
| | ・三重県教育委員会や業務に関係する社外組織との連絡調整等の体制・能力は十分か。 |
| | ・法令遵守・情報管理に必要な体制は十分か。 |
| | ・類似の事業実績はあるか。 |
| D. 経済合理性 | ・所要経費及び積算根拠が明確に示されており、合理的な内容となっているのか。また、経済的であるか。 |

(3) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日（予定）

令和8年7月16日（木）

※時間については改めて別途通知します。

イ 実施場所

三重県庁内会議室 ※詳細は改めて別途通知します。

ウ 形態

- ・プレゼンテーションは、事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、パワーポイント等を投影としての説明は不可とします。
- ・説明時間は1者につき20分程度とします。
プレゼンテーション10分、質疑10分程度
- ・出席は1者あたり3名までとします。

エ その他

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

※提案者が多数の場合における事前の書類審査の結果（優秀提案者に選定か非選定かの結果）については、令和8年7月7日（火）までに通知します。

(4) 審査結果

審査結果は、令和8年7月22日（水）17時までにメールで通知します。

11 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの（無料））の写し（提示可）
- (3) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」
※当課が指示した日までに提出してください。

12 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
なお、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。（以下「規則」といいます。）規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

- 13 監督及び検査
契約条項の定めるところによります。
- 14 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期
契約条項の定めるところによります。
- 15 企画提案及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- 16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
 - (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 18 その他
 - (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、当課の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
 - (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
 - (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
 - (4) 提出された全ての書類は返却しません。
 - (5) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
 - (6) 選考経過は公表しません。
 - (7) 審査結果についての異議申立ては受け付けません。
- 19 スケジュール（予定）

| | |
|--------------|--------------|
| 令和8年6月1日（月） | 募集開始 |
| 令和8年6月5日（金） | 質問書の提出期限 |
| 令和8年6月11日（木） | コンペ参加資格の申請期限 |
| 令和8年7月3日（金） | 企画提案書提出期限 |

令和8年7月16日（木） プレゼンテーション・審査
令和8年7月下旬 委託契約締結

20 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁 7階
三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 有形・民俗文化財班
担当者：中村・鐸木（すずき）
TEL：059-224-2999 FAX：059-224-3023 Mail：shabun@pref.mie.lg.jp